

# 浜田市が主催するイベント等の開催基準及び留意事項について (令和5年3月2日以降)

令和5年3月2日

浜田市新型コロナウイルス対策本部

市が主催・共催するイベント等(※1)の基準及び留意事項について、令和5年2月28日島根県対策本部会議決定に基づき、令和5年3月2日から下記のとおりとします。

市民の皆様が主催するイベント等につきましても、これを参考に適宜判断していただきますようお願いいたします。

なお、今後の感染症の状況によって、随時基準の見直しを行います。

※1 ここで規定するイベント等とは、公演、式典、展示会、スポーツイベント、研修会等不特定多数の人が参加する催物とします。地域の集まりや会議、スポーツ教室、部活動、スポーツ少年団活動等については、別途担当部局からの通知を参考にしてください。

## 記

### 1 基本的な考え方、基準を以下のとおりとする。

	感染防止安全計画を策定(※2)	その他 (安全計画を策定しないイベント等)
人数上限 (※3)	収容定員まで	5,000人又は 収容定員50%のいずれか大きい方
収容率 (※3)	100%	

※2 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用。様式は別に定める。

※3 人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度とする。

- 大規模なイベント等(参加者5,000人超)の主催者等は、感染防止安全計画を策定し、イベント開催日の2週間前までを目途に県に提出の上、確認を受けること。
- それ以外のイベントの主催者等は、感染防止対策等を記載したチェックリスト(様式は別に定める。)を作成し、ホームページ等で公表の上、イベント終了日から1年間保管すること。
- 主催者等は、イベント開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る行動管理等、基本的な感染防止策を講じること。  
なお、令和5年3月13日以降のマスクの着用については、「着用は個人の判断に委ねることを基本とする」ことを踏まえ、主催者等が出演者や参加者等に対して、必ずしも「マスクの着用」を働きかける必要のないこと及び主催者等が感染対策上または事業上の理由等により、出演者や参加者等にマスクの着用を求めることができることに留意すること。
- 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置におけるイベント等開催制限の目安や、その他の取扱については、令和5年2月10日付け事務連絡を確認すること。

連絡先 浜田市新型コロナウイルス対策本部  
総務部防災安全課 (0855-25-9122)